平成２５年（フ）第６６０号
札幌市東区北49条東３丁目６番11号
債務者　土田　一雄
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６１号
札幌市東区北49条東３丁目６番11号
債務者　土田　浩美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
群馬県藤岡市上栗須349番地１
債務者　篠原　武良
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７８号
群馬県高崎市問屋町西１丁目９番地４　マトモコーポ303号
債務者　田中　克幸（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１６号
埼玉県行田市緑町８番10号
債務者　大木　順子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０３号
相模原市南区上鶴間本町２丁目31番14号
ヘーベルハウスまろーど102号室
債務者　丸　　章彦
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０５号
相模原市緑区根小屋529番地２
債務者　大野　明子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目47番10号
ドエルひばりが丘201号
債務者　小林　弘二
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０７号
相模原市中央区上溝３丁目16番24号　ハイツスズキⅡ202
債務者　大畑　三郎
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１６号
相模原市南区相模台２―12―16　セザールQ201、住民票上の住所神奈川県座間市相武台２丁目264番地の３
債務者　永田　衣紗（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１９号
神奈川県座間市広野台１丁目30番17―401号　エクレール相武台
債務者　林　　照男
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２４号
相模原市南区南台４丁目14番22―306号
債務者　鈴木　美枝（旧姓和佐原）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２５号
相模原市中央区相模原２丁目２番13号　菅谷ビルⅡ301号室
債務者　高橋　知恵
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１号
新潟県加茂市高須町１丁目２番Ｃ―54号
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第２５号
新潟県三条市福島新田乙1372番地27
債務者　五百川美和
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６９号
静岡県富士市大淵156番地の３
債務者　望月三惠子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２３号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地85棟104号
債務者　小川　貴透
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８号
三重県松阪市石津町７番地３　福住荘７号
債務者　岩本　正子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
津地方裁判所松阪支部